

氏名（本籍）	★ クラ マス ユキ	佐倉康之（大分県）
学位の種類		博士（美術）
学位記番号		博美第64号
学位授与年月日		平成11年3月25日
学位論文等題目		〈論文〉美術の遺伝子・或る記憶の伝承と生成の動機 〈作品〉蜻蛉堂プロジェクト
論文等審査委員		
（主査）	東京芸術大学	教授（美術学部） 麻生秀穂
（論文第1副査）	”	”（”） 小町谷朝生
（作品第1副査）	”	”（”） 絹谷幸二
（副査）	”	助教授（”） 保科豊巳
（”）	”	”（”） 佐藤道信
（”）	”	講師（”） 渡辺好明

（論文内容の要旨）

論文及び作品に関する提出資料は六冊一組（※下記参照）で構成されており、それは筆者が博士課程在籍中の1995年から1996年に“蜻蛉堂プロジェクト”と称して行った一連のムーブメントを多角度から検証したもので、文書体による美術作品としての意識から繰り出される表現はそれ自体が作品再現を可能とする権利書の様相を見せるといったオリジナル性の色濃いものとなっている。

※【提出資料1】論文

【提出資料2】写真集（蜻蛉堂プロジェクト1996／大男莖型）

【提出資料3】譲渡性制作興行権証書／（蜻蛉堂プロジェクト1996／大男莖型）

【提出資料4】写真集（蜻蛉堂プロジェクト1995／舟を造る人）

【提出資料5】詩集《記憶集》（蜻蛉堂プロジェクト1995／舟を造る人）

【提出資料6】譲渡性制作興行権証書／（蜻蛉堂プロジェクト1995／舟を造る人）

“美術の所在”（物実）を含み、美術分野に於けるインスタレーション部門の範疇に含まれることを前提とした精神的労作の所産、文書（ドキュメント）としての形態をとる作品※〔証書『譲渡性制作興行権』（提出資料3『大男莖型』／6『舟を造る人』）〕により、バーチャル・リアリズム（仮想現実）から“脳化社会”（物語り）を構築した作者が、作品として選択する素材時間の完結の為に不可欠な要素の一つで在るところの“曖昧な社会枠に於ける物質（体）の存在責務”と云う美術分野の最大の問題点を赤裸々にすることを目標とした。これは美術分野の領

域が、特異な曖昧さで統括されている現状を踏まえ、その制度化、組織化を推進して社会化し、美術史へと位置づけられてゆく流れの必然性をも認識するが故に起りうる疑問、“美術とは何か”であった。

※【提出資料1】論文：タイトル／『美術の遺伝子・或る記憶の伝承と生成の動機』に於ける内容構成記述

本論は《序章》《第1章》《第2章》《第3章》《終章》より成る。

本章に入る前に《博士後期課程研究発表展／1999年2月15日～19日／東京芸術大学大学美術館陳列館於》『検証』《学位論文に関する作品資料展示》をコンセプトに展開された空間構成を視覚理解可能な表現として収録した。これは《論文（文書体）の立体化》としての試みであり、鑑賞者に臨場感と追体験を促すものとして効果的であった。尚、蜻蛉堂通信によって回顧された文章も、作品を取り巻く環境や本プロジェクトから派生する様々な見解を並列して検証している。

序章では、蜻蛉堂プロジェクトの概念として取り組んだ『物語り』（見えないかたち）の洞察から、（見えるかたち）である『木製型』の制作、さらにその転写である（見えるかたち）『実体』に位置付けられる存在の再確認を“型概念”に於いて集合的無意識の散逸ともいえる《アーキー・タイプス》※（ユング）に照らし、その伝承システムを考察した。

第1章では、作品の位置付け（完成）から、型造りというコンセプトとしての属性の延長が垣間見せる“物質（体）”に於ける“型概念”の《両義性》と《普遍性》を木製型製作者の視点から照射した。

第2章では、『実体』を制作するに至った動機を《味覚による記憶の働き》とし、記憶を媒体として伝承された“或る物語り”の想出と、イメージを背景に展開する素材論の独自性を詩的に構成した。尚、擬態物収集癖と称し“社会化した記憶”として携えた味覚のイメージ論に『鮎の天ぶら最中』初代亭主の井上松蔵氏のインタビューを収録した経緯はリアリティの必然から、[主観] [刺激] [追憶]と続く詩的表現との相乗効果を期待しての試みであった。

第3章では、“脳化社会” 俄職人集団『落雁の蜻蛉堂』（物語り）の生成プロセスを検証。《演技空間》を提唱して展開する“現実社会の擬態造り”（インスタレーション）は仮想空間の可視化と共に《社会的コンテクスト》と《個人的コンテクスト》の間の身体性の確認作用の必然を余儀なくされた経緯を明確にした。脳化社会に棲む蜻蛉堂の《演技空間》は社会的コンテクストと向き合う対象として“著作権”（精神的労作を保護する法）、“意匠権”に照らされるが、“記憶の味”を売る落雁屋の蜻蛉堂が、視覚化されるものでしか“かたち”の判断基準を持たない“社会枠の狭域”とも思われるそれらに際して、アンチテーゼとして投げかけたものは社会性へのまなざしよりむしろ“見えないかたち”への洞察であった。“見えないかたち”の伝承に際

して私は、作品※〔証書『譲渡性制作興行権』（提出資料3『大男茎型』／6『舟を造る人』）〕を用いて個のアイデンティティの在りか（現時点）を〔此所を《私の美術》として定める権〕※（証書『譲渡性制作興行権』に含まれる）として明らかにした。

以上ここで展開した一連の作品（提出資料）は、或る《固有の記憶》を媒体として、その偶発的な想像空間のリアル描写を目的とした。その結果、《固有する刺激》の延長形として“矛盾する記憶のかたち”を現実空間に現わす事となった。“矛盾する記憶”その伝承と生成の過程に存在する形（フォーム）の発生に際する動機（モチベーション）に“美術的尺度”からの検証を試みた本論は、ドキュメント（文書体）の情報保存様式に法った『物語り』としての“母型”造りであり、その《伝承システム》としての態を成すものであった。